

潟上市過疎地域 持続的発展計画

(令和3年度～令和7年度)

(案)

令和3年9月
秋田県潟上市

潟上市過疎地域持続的発展計画

目 次

1. 基本的な事項.....	1
(1) 潟上市の過疎指定地域.....	1
(2) 潟上市の概況.....	1
①自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要.....	1
②過疎の状況.....	2
③産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、社会経済的発展の方向の概要.....	3
(3) 人口及び産業の推移と動向.....	3
①人口の推移と動向、今後の見通し	3
②産業の推移と動向.....	4
(4) 行財政の状況.....	7
①行財政の状況	7
②施設整備水準等の現況と動向.....	9
(5) 地域の持続的発展の基本方針	10
(6) 地域の持続的発展のための基本目標	12
(7) 計画の達成状況の評価に関する事項	12
(8) 計画期間.....	12
(9) 公共施設等総合管理計画との整合	12
2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	14
(1) 現況と問題点.....	14
(2) その対策.....	14
(3) 計画.....	15
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	15
3. 産業の振興	16
(1) 現況と問題点.....	16
(2) その対策.....	17
(3) 計画	18
(4) 産業振興促進事項	21
(5) 公共施設等総合管理計画等との整合	21
4. 地域における情報化.....	22
(1) 現況と問題点.....	22
(2) その対策.....	22

(3) 計画	22
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	23
5. 交通施設の整備、交通手段の確保	24
(1) 現況と問題点	24
(2) その対策	25
(3) 計画	26
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	29
6. 生活環境の整備	30
(1) 現況と問題点	30
(2) その対策	32
(3) 計画	35
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	38
7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	39
(1) 現況と問題点	39
(2) その対策	40
(3) 計画	41
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	43
8. 医療の確保	44
(1) 現況と問題点	44
(2) その対策	44
9. 教育の振興	45
(1) 現況と問題点	45
(2) その対策	46
(3) 計画	47
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	50
10. 集落の整備	51
(1) 現況と問題点	51
(2) その対策	51
(3) 計画	52
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	53
11. 地域文化の振興等	54
(1) 現況と問題点	54
(2) その対策	54
(3) 計画	54
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	55
12. 再生可能エネルギーの利用の推進	56

(1) 現況と問題点.....	56
(2) その対策.....	56
1 3. その他地域の持続的発展に関し必要な事項.....	57
(1) 現況と問題点.....	57
(2) その対策.....	57
(3) 計画.....	58
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	58
(再掲) 事業計画（令和3年度～令和7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分	59

1. 基本的な事項

(1) 濁上市の過疎指定地域

昭和地域（旧昭和町）と飯田川地域（旧飯田川町）（令和3年4月1日告示）

(2) 濁上市の概況

①自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

ア 自然的条件

本市は、秋田県のほぼ中央の沿岸部に位置し、東は井川町、南は秋田市、西は男鹿市そして北は八郎湖を挟んで大潟村にそれぞれ接しています。

市域は東西に約15km、南北に約10km、総面積が97.72km²と秋田県内では最小の市となっています。

市の東部は南北に縦走する国道7号の周辺に小高い丘陵（女川層）が多数連なっており、出羽丘陵に続いています。中央及び北部は秋田平野の北辺部として八郎湖に向かって広大な田園地帯が広がり、肥沃な穀倉地帯となっています。西部は秋田県内有数の3本の砂丘群が連なっているほか、日本海に面した沿岸部は秋田市から続く海岸砂丘となっており、秋田県の保健保安林に指定されています。砂丘群の間は集落や畠地、樹園地として活用されています。

気候は、日本海型であり、秋田県内の中では比較的降雪が少ない地域です。寒い時期には最高気温が氷点下になる日もあります。

昭和地域（旧昭和町）と飯田川地域（旧飯田川町）は、本市の東部から北部にかけて位置し、その面積は56.31km²で、本市の約58%を占めています。

イ 歴史的条件

本市は、ごみ処理の一部事務組合を構成していた天王町、昭和町、飯田川町が平成17年3月22日に新設合併し、誕生しました。

歴史上にこの地が登場するのは古代であり、最北の拠点として秋田城が設けられ、律令体制下で秋田郡方上郷を形成していました。その後、一つ一つの集落が形成されていったものの、村としての名前は中世末期の太閤検地によってようやく明確に登場しました。

明治に入り、秋田県、南秋田郡ができた後、明治22年には、旧来の村を合併した地方自治体として市町村制の施行（明治の大合併）により、天王村、大久保村、豊川村、飯田川村が誕生しました。その後、大久保村と豊川村、飯田川村の合併、分町、分村を経て、昭和30年代に平成の合併前の形となりました。

ウ 社会的、経済的条件

【交通】

本市は、秋田自動車道、日本海沿岸東北自動車道等高速交通体系が整備され、また秋田空港から車で 30 分程度の距離にあるなど、首都圏へのアクセス性が比較的高い地域です。さらに、鉄道については、JR 奥羽本線と JR 男鹿線の 2 路線、路線バスについては、秋田中央交通五城目線と追分線により県都秋田市と結ばれています。また、秋田市に隣接していることから市内一部地域では住宅開発が進むなど、ベッドタウンとしての特性を有しています。

地域の交通手段については、マイタウンバスが昭和地域及び飯田川地域（以下、「過疎地域」という。）を含む市内各所を結ぶ生活交通路線として運行されていますが、点在する集落全てをカバーすることはできないため、デマンド型乗合タクシーにより市民の足の確保に努めている状況です。

【産業】

本市は、広大な田園風景に代表される豊かな自然を併せ持ち、稲作、果樹栽培、花き栽培、漁業等を中心に発展してきましたが、年々第一次産業への就業者数が減少の一途をたどっており、第三次産業への就業者数が増加しています。

農林水産業については、西に日本海、東に出羽丘陵から北に位置する八郎湖に向かって広大な田園地帯が広がり、良質な米や秋田スギ、ハタハタやわかさぎなどの魚介類を安定的に供給できる基盤が整っています。しかしながら、少子高齢化により担い手は不足しており、法人化、新規就農者の育成・確保や農地の規模拡大、集積・集約化を推進するなど、地域農業等の維持・発展に努めているところです。

商業については、小規模事業者が多く、高齢化や後継者不足が進み、さらに大規模小売店舗の進出による消費人口の流出が続いていることから、店舗数、従業者数はともに減少傾向を示しています。

工業については、製造業を中心として事業所数は減少しているものの、従業者数・製造品出荷額等は増加傾向にあります。また、昭和地域に昭和工業団地が整備されているほか、航空機関連、縫製関連企業等の立地により雇用の創出が図られています。

②過疎の状況

過疎地域の人口は、国勢調査の結果では、昭和 35 年の 16,491 人から平成 27 年には 11,698 人と 29.1% 減少しました。このうち、年少人口が 82.5%、生産年齢人口が 35.5% 減少、一方で老人人口は 527.2% 増加しており、出生率の低下と高齢化の影響が顕著に表れています。高齢者の比率は今後も増加傾向が見込まれ、平成 27 年国勢調査時点での過疎地域の総人口に占める割合は、36.9% となっています。

過疎地域は、令和 3 年「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」の成立以前から、高齢化による農林水産業や商工業の低迷が続き、雇用の場の消失による若

年層の都市部への流出等により過疎化は潜在的に進行してきました。平成 17 年の合併後は、両地域に地域審議会を設置するとともに、合併特例債などの合併による特例措置を活用しながら、産業の振興、地域コミュニティの活性化等に取り組んできましたが、過疎化、高齢化の進行に歯止めをかけることができていないのが現状です。

③産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、社会経済的発展の方向の概要

ア 産業構造の変化

過疎地域の産業構造は、全国的な傾向と同様に、農業を主とする第一次産業、建設業及び製造業を主とする第二次産業からサービス業を主とする第三次産業へシフトしています。昭和地域においては昭和工業団地への企業立地、飯田川地域においては大規模小売店舗の進出など、雇用は部分的に確保されてきたものの、人口流出を抑えるほどに十分なものではありません。

イ 地域の経済的な立地特性

過疎地域は、秋田自動車道、日本海沿岸東北自動車道等高速交通体系が整備されているほか、JR 奥羽本線で秋田市まで 20 分程度、車で秋田空港まで 30 分程度で到達できる立地特性を有しています。

ウ 社会経済的発展の方向の概要

過疎地域において、将来にわたり持続的に発展していくためには、深刻な課題となっている少子高齢化、人口減少、産業の衰退、雇用の縮小等を改善することが重要です。そのためには、第 2 次潟上市総合計画（以下、「総合計画」という。）や公共施設等総合管理計画等との整合性を図りつつ、子育てや教育の充実、産業構造や立地特性等を踏まえた企業立地の推進等に努めていく必要があります。また、それぞれの地域がもつ自然や歴史、文化を保全・活用しながら、観光振興や地域の活性化に努め、移住・定住や地域間交流の促進を図ることも求められています。

（3）人口及び産業の推移と動向

①人口の推移と動向、今後の見通し

国勢調査による本市の人口は（旧昭和町、旧飯田川町を含む）、昭和 35 年から平成 17 年まで増加が続いていましたが、平成 22 年から減少に転じました。増加の要因は、過疎地域に指定されていない天王地域の大幅な人口増加によるものですが、現在は、微減となっており、それに合わせ、市全体としても減少が続いている状況です。

年齢階層別に見ると、0 歳から 14 歳の年少人口と 15 歳から 64 歳の生産年齢人口のうち 15 歳から 29 歳の若年者の人口減少が著しく、昭和 35 年から平成 27 年までに人

数で 9,716 人減、減少率は 55.9%となっています。

一方で、65 歳以上の高齢者人口は、昭和 35 年の 1,135 人に対し、平成 27 年は 10,340 人と約 9 倍に増加しています。合わせて高齢化率も昭和 35 年の 4.0%から平成 27 年には 31.3%となっており、全国平均 26.7%を上回っている状況です。

過疎地域の人口は、平成 27 年国勢調査において 11,698 人となっており、昭和 35 年の 16,491 人から 55 年間で 29.1%減少しています。

年齢階層別に見ると、0 歳から 14 歳の年少人口と 15 歳から 64 歳の生産年齢人口のうち 15 歳から 29 歳の若年者の人口減少が更に著しく、昭和 35 年から平成 27 年までに人数で 7,681 人減、減少率は 76.9%となっています。

65 歳以上の高齢者人口についても、昭和 35 年の 688 人から平成 27 年には 4,315 人となっており、高齢化率は 36.9%となっています。

過疎地域の人口減少及び少子高齢化は、企業誘致等様々な施策を実施してきたものの、昭和 35 年から現在まで歯止めをかけることができておらず、今後も一層進んでいくものと考えられます。今後はより一層の少子高齢化対策や若年者を含む定住対策を推進していく必要があります。

②産業の推移と動向

本市の平成 27 年国勢調査における第一次産業の就業人口は 933 人で比率が 6.0%、第二次産業の就業人口は 4,068 人で比率が 26.3%、第三次産業の就業人口は 10,137 人で比率が 65.4%となっています。昭和 35 年以降、第一次産業及び第二次産業の就業人口及び比率は減少が続いていること、第三次産業の就業人口及び比率は近年横ばい傾向にあるものの、概ね増加を続けています。なお、本市の産業別就業人口の内訳については、第一次産業は農業が 93%、第二次産業は建設業と製造業がそれぞれ 48%と 52%、第三次産業はサービス業が 53.8%、卸売小売業が 26.4%、情報通信業等その他の業種が 19.8%となっています。

過疎地域についても、平成 27 年国勢調査における第一次産業の就業人口は 455 人で比率が 8.4%、第二次産業は 1,370 人で比率が 25.4%、第三次産業は 3,566 人で比率が 63.5%と、潟上市全体分と同様の傾向となっています。この傾向は昨今の社会経済情勢を鑑みれば、今後も続いているものと予想されます。

第一次産業及び第二次産業の就業者の減少は、主たる就業者の高齢化による自然減によるものや若年労働者の他産業への就業、景気低迷による業績不振等が主な要因と考えられます。第三次産業の増加要因としては、様々なサービス業等の立地が増加したこと、当該地域が隣接する秋田市へ容易にアクセスできる立地特性を有していること等が挙げられます。

このような現状の中で、当該地域においては、農地や自然環境の保全の観点からも今後も継続的に農林業の振興に努めるほか、地場産業の保護と育成、第二次産業だけ

でなく第三次産業も含めた企業の立地を図り、地域内における就業機会の増加及び人口流出の抑制を図る必要があります。

表 1-1(1) 人口の推移（国勢調査）

【過疎地域】

区分	昭和 35 年		昭和 50 年		平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数
総数	人 16,491	人 15,416	% △6.5	人 14,562	% △5.5	人 13,441	% △7.7	人 11,698	% △13.0	
0歳～14歳	5,972	3,514	△41.2	2,501	△28.8	1,625	△35.0	1,041	△35.9	
15歳～64歳	9,831	10,679	8.6	9,851	△7.6	8,044	△18.3	6,339	△21.2	
うち 15歳～ 29歳(a)	4,021	3,802	△5.4	2,452	△35.5	1,865	△23.9	1,271	△31.8	
65歳以上 (b)	688	1,223	77.8	2,210	80.7	3,772	70.7	4,315	14.4	
(a)/総数 若年者比率	24.4	24.7	—	16.8	—	13.9	—	10.9	—	
(b)/総数 高齢者比率	4.2	7.9	—	15.2	—	28.1	—	36.9	—	

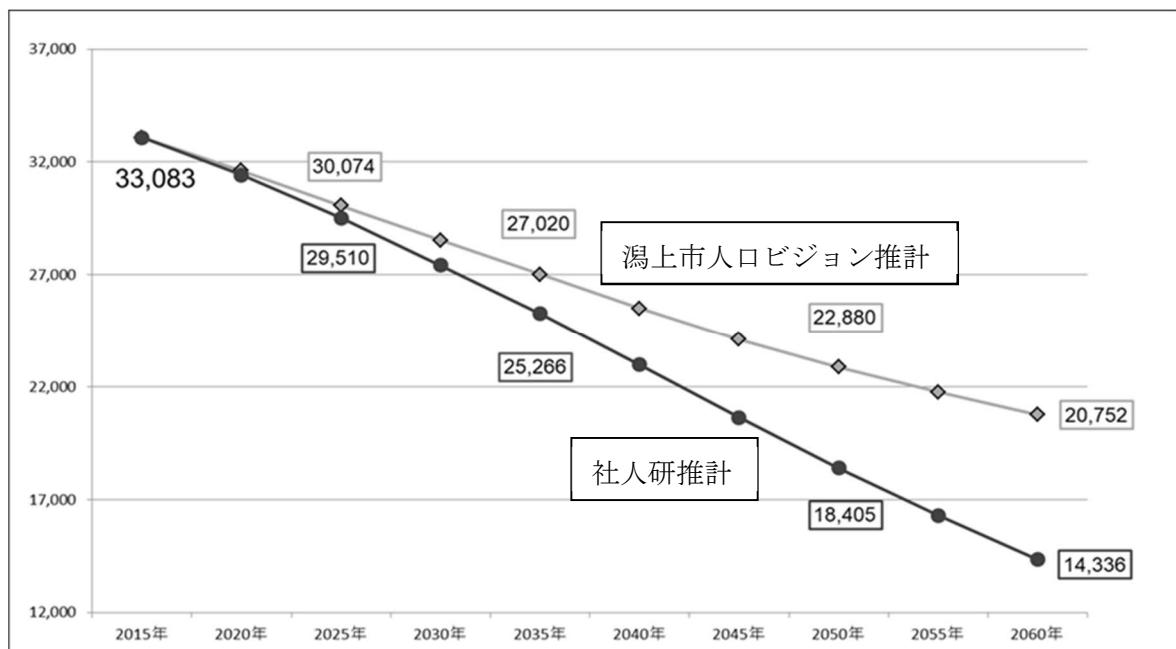
【潟上市全体】

区分	昭和 35 年		昭和 50 年		平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数
総数	人 28,338	人 29,690	% 4.8	人 33,470	% 12.7	人 35,814	% 7.0	人 33,083	% △7.6	
0歳～14歳	10,465	7,053	△32.6	6,371	△9.7	4,926	△22.7	3,720	△24.5	
15歳～64歳	16,738	20,539	22.7	22,838	11.2	22,854	0.1	18,997	△16.9	
うち 15歳～ 29歳(a)	6,908	7,617	10.3	5,922	△22.3	5,536	△6.5	3,937	△28.9	
65歳以上 (b)	1,135	2,095	84.6	4,261	103.4	8,034	88.5	10,340	28.7	
(a)/総数 若年者比率	24.4	25.7	—	17.7	—	15.5	—	11.9	—	

(b)/総数	4.0	7.1	—	12.7	—	22.4	—	31.3	—
高齢者比率									

※昭和 50 年分について、天王地域において年齢不詳 3 名。平成 27 年分について、過疎地域において年齢不詳 3 名、天王地区において 23 名。それぞれ総数には含むが、内訳からは除外している。

表 1-1(2) 人口の見通し



※鴻上市人口ビジョン（改訂版）より

(4) 行財政の状況

①行財政の状況

本市は、総合計画に掲げる市の将来像である「みんなで創る しあわせ実感都市 潟上～文化の風薫る 笑顔あふれるまち～」の実現に向け、これまで様々な事業に取り組んできました。総合計画では、7つの基本目標を設け、それぞれの課題解決のため、民間への委託及び個人・団体への補助といったソフト事業や小中学校大規模改修事業、新庁舎建設事業といったハード事業を実施してきました。これらの事業を実施するにあたり、国・県からの補助金や地方債、基金などを積極的に活用し、財源の確保に努めてきました。

しかしながら、本市を取り巻く社会経済情勢は目まぐるしく変化し、住民のニーズも多様化していることから、今後もより効率的な行政運営とさらなる財政基盤の強化を図る必要があります。そのため、令和3年度から令和7年度までを実施期間とした第4次潟上市行政改革大綱を策定し、限られた行政資源を効率的に活用し、将来にわたり持続可能な自治体運営を目指し、行政改革に取り組んでいくこととしています。

本市の財政状況については、財政構造の弾力性を判断する経常収支比率が平成22年度で89.2%、平成27年度で90.1%、そして令和元年度では97.2%となるなど、年々上昇傾向にあり、財政の硬直化が進行しています。中長期的な視点でみると、人口減少や少子高齢化等の影響により税収増は見込めず、一方で社会保障費は年々増加することが見込まれています。

表 1-2(1) 市町村財政の状況（単位：千円、%）

【潟上市全体】

区分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和元年度
歳入総額 A	14,874,456	16,945,528	15,885,278
一般財源	9,107,707	9,808,034	9,651,413
国庫支出金	1,945,829	1,858,952	1,886,776
都道府県支出金	801,217	912,845	999,218
地方債	1,779,300	2,246,200	960,200
うち過疎対策事業債	0	0	0
その他	1,240,403	2,119,497	2,387,671
歳出総額 B	14,022,883	16,021,727	15,299,822
義務的経費	6,630,223	7,120,840	7,308,695
投資的経費	1,951,535	2,462,877	1,621,279
うち普通建設事業	1,948,438	2,462,877	1,620,048
その他	5,441,125	6,438,010	6,369,848
過疎対策事業費	0	0	0
歳入歳出差引額 C (A-B)	851,573	923,801	585,456
翌年度へ繰越すべき 財源 D	196,353	81,730	21,970
実質収支 C-D	655,220	842,071	563,486
財政力指數	0.35	0.33	0.33
公債費負担比率	15.4	13.8	15.7
実質公債費比率	14.4	6.7	6.9
起債制限比率	—	—	—
経常収支比率	89.2	90.1	97.2
将来負担比率	79.6	57.6	60.0
地方債現在高	12,430,253	19,294,168	18,634,765

②施設整備水準等の現況と動向

過疎地域では、早くから人口減少、少子高齢化が進んできましたが、住民福祉と生活環境向上のための諸施策を積極的に実施し、市町村道の改良率及び舗装率、上水道普及率向上等に努めてきました。そのような継続的な取組もあり、平成17年の市町村合併により潟上市となってからも高い水準を維持しています。

今後は、これまで整備してきた様々な公共施設の老朽化に対応していく必要があります。これらの対応にあたっては、施設の設置目的、役割、効果等を十分に検証していくことが重要であり、総合計画や公共施設等総合管理計画等を踏まえながら地域の特性や利便性等に配慮した計画的な整備が求められます。

表 1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

【一段目：市全体 二段目：昭和地域 三段目：飯田川地域】

区分	昭和 55 年度末	平成 2 年 度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和元年 度末
市町村道					
改 良 率 (%)	—	—	—	87.1	87.6
	31.6	70.1	—	—	—
	—	—	66.1	—	—
舗 装 率 (%)	—	—	—	90.9	91.9
	41.5	85.5	—	—	—
	—	—	91.3	—	—
農 道					
延 長(m)	—	—	—	2,577	1,995
	29,227	5,368	—	—	—
	—	—	2,019	—	—
耕地 1ha 当たり農道 延長(m)	—	—	—	—	—
	21.4	4.0	—	—	—
	—	—	2.7	—	—
林 道					
延 長(m)	—	—	—	19,118	19,600
	8,654	8,154	—	—	—
	—	—	3,052	—	—
林野 1ha 当たり林道 延長(m)	—	—	—	—	—
	7.7	6.8	—	—	—
	—	—	20.1	—	—

水道普及率 (%)	—	—	—	83.2	82.9
	81.7	86.9	—	—	—
	—	—	—	—	—
水洗化率 (%)	—	—	—	78.6	89.9
	—	8.2	—	—	—
	—	—	55.7	—	—
人口千人当たり病院、診療所の 病床数(床)	—	—	—	13.3	13.8
	22.9	31.7	—	—	—
	—	—	—	—	—

※データが不明な部分は「—」としています。

※農道、林道については、公共施設状況調査の市町村分を記載しています。

(5) 地域の持続的発展の基本方針

本市は、平成17年3月に3町（天王町・昭和町・飯田川町）の合併により誕生しました。合併時は、3町とも非過疎地域であり、策定した新市建設計画、総合発展計画の下で道路や上下水道等生活環境の整備、医療・福祉の充実、産業振興、少子化対策や雇用確保等合併後的一体感の醸成や地域の均衡ある発展を目指して各種施策を推進してきました。しかしながら、合併から約16年が経過した現在まで、進行する少子高齢化、人口減少に歯止めをかけることはできておらず、今後ますます加速していくものと推計されています。

令和3年2月には、新市建設計画、総合発展計画の内容を引き継いだ総合計画後期基本計画を策定しており、令和3年度から令和7年度までの5年間で市の様々な課題に対して取り組むべき施策を各分野にわたって定めています。

そのような中で、令和3年4月に「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が施行され、過疎地域となる要件が見直された結果、本市の昭和地域（旧昭和町）及び飯田川地域（旧飯田川町）が新たに過疎地域として指定されることとなりました。今後は、過疎地域からの脱却を目指し、各種施策を実施していくことになりますが、その方向性や目指すべき将来像は本市の最上位計画であり行政運営の指針でもある総合計画後期基本計画と共に通するものであると捉えています。

のことから、本市では、過疎地域の持続的発展については、総合計画後期基本計画におけるまちづくりの基本理念や市の将来像等を基本方針として、本市の誇りである豊かな自然と、人と人とのつながりの中でいつまでも住み続けたいと思えるまちづくりを市民と行政がともに力を合わせて進め、活力ある持続可能な地域社会の実現を図ることとします。

①まちづくりの基本理念

「市民と行政がともに築くまち」

「豊かな自然と調和した住みよいまち」

「市民がしあわせを実感できるまち」

この3つをまちづくりの基本理念に定め、今後のまちづくりに取り組んでいきます。

本市は、市民が主人公という考え方の下、「潟上市自治基本条例」を制定し、市民が主体的に市政に参画・協働する仕組みを構築し、「市民による市民のためのまちづくり」を推進してきました。

今後もこれまで築いてきた市政運営の流れを継承しつつ、潟上市の豊かな自然と地域資源との調和を保ちながら、全ての人が健康で安心して暮らすことができ、この潟上に住んでいることにしあわせを感じることができるようなまちづくりを推進します。

②市の将来像

「みんなで創る しあわせ実感都市 潟上 ~文化の風薫る 笑顔あふれるまち~」

③7つの基本目標

基本目標1 自然と共生する、環境保全都市

(自然環境の保全、循環型社会の形成)

基本目標2 安全に過ごせる、安心居住都市

(消防・防災対策の充実、交通安全・防犯対策の充実、消費者対策の充実)

基本目標3 便利に住まる、快適空間都市

(道路・交通網の充実、都市環境の整備、上下水道等の整備、情報化社会の推進)

基本目標4 健やかに暮らす、健康福祉都市

(市民の健康づくりの推進、地域福祉の充実、高齢者福祉の充実、障がい者福祉の充実、社会保障の充実)

基本目標5 活力にあふれる、田園拠点都市

(農林水産業の振興、商工業の振興、観光の振興、定住・移住の推進)

基本目標6 次代の人が育つ、生涯学習都市

(子ども・子育て支援の充実、学校教育の充実、生涯学習の推進、青少年の健全育成、スポーツ活動の推進、芸術・文化活動の推進)

基本目標7 みんなでつくる、参画協働都市

(参画・協働の推進、地域コミュニティの育成、人権尊重・男女共同参画の推進、国際交流の推進、行政経営の推進)

(6) 地域の持続的発展のための基本目標

目標	単位	現状値（令和2年度）	目標の方向（令和7年度）
過疎地域における社会増減数（転入者数－転出者数）	人	▲56.6	↗
現状値はH28からR2の平均値			

(7) 計画の達成状況の評価に関する事項

令和4年度から毎年度計画の達成状況の評価を実施します。評価にあたっては、市民や有識者等で組織する市長の附属機関に諮るものとし、P D C Aサイクルを踏まえた効果的な検証を実施することで次年度以降の見直し、改善につなげます。

(8) 計画期間

計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とします。

(9) 公共施設等総合管理計画との整合

本市では、平成29年度から令和8年度を計画期間とする潟上市公共施設等総合管理計画を策定し、次の基本の方針に基づきながら市内の公共施設等の適正化を図ることとしています。

①点検・診断等の実施方針

- ・現在実施している定期点検を引き続き適切に行っていきます。
- ・劣化診断等を実施し、経年による劣化状況、外的負荷（気候天候、使用特性等）による性能低下状況及び管理状況を把握していきます。

②維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・施設の重要度や劣化状況に応じた長期的視点のもと、優先度の高い施設から対応していきます。
- ・維持管理費用の財源を捻出するため、使用料など受益者負担の見直しを検討していきます。
- ・施設カルテにより維持管理費用や大規模改修に関する情報を収集しつつ、課題を適時把握し、今後の修繕計画などの判断材料とします。
- ・指定管理者制度などを活用し、維持管理費用の削減を図ります。

③安全確保の実施方針

- ・避難施設の指定の有無、より多くの利用実績があるかなどの複数の視点から優先度を決定していきます。
- ・耐震性に問題のある施設や老朽化が著しい施設など今後維持していくことが困難と思われる施設について、併用廃止など使用制限や解体を検討します。

④耐震化の実施方針

・潟上市耐震改修促進計画＜第3期計画＞（令和3年3月）により次の建築物を優先的に耐震化に着手すべきものとし、計画的に耐震化を図ることができるよう取り組んでいきます。

（i）潟上市地域防災計画に指定された防災施設及び避難施設

（ii）文教施設

（iii）潟上市地域防災計画に指定された緊急輸送道路沿道の建築物

（iv）緊急輸送道路以外で避難路となる可能性の高い幅6メートル以上の公道で、潟上市地域防災計画に指定された避難施設等に至る道路沿いの建築物

⑤長寿命化の実施方針

・更新費用の削減と平準化を図るため、予防保全型の視点に立った維持修繕や改善計画を定め、適切な維持管理に努めます。

・対症療法型から予防保全型への転換、耐久性の向上等の改善を実施することにより、公共施設等の長寿命化と改修等費用及び維持修繕費用の削減を図ります。

・定期点検の充実を図り老朽化による事故等を未然に防ぐとともに、修繕改善の効率的実施につなげます。

・修繕積立金など特定目的基金の設置等、今後発生する修繕費用などの財源確保の手法を検討します。

⑥統合や廃止の推進方針

・少子高齢化や人口減少など人口動態の変化に対応した公共施設等の再編を検討・推進していきます。

・当該公共サービスが公共施設等を維持しなければ提供不可能かどうか、また民間に代替可能かどうかなど、公共施設等と公共サービスの関係について十分に留意していきます。

・インフラ施設についても必要性を十分精査し、将来の維持管理費用や改修コストを見据えた事業展開を検討していきます。

・公共施設の多機能・複合化や集約化などの可能性を検討・推進していきます。

過疎地域における公共施設の整備等に際しては、以上の基本的な方針等を踏まえ、公共施設等総合管理計画及び個別施設計画との整合性を図りながら、必要な事業を適正に実施します。したがって、本計画に記載された全ての公共施設等の整備については、潟上市公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に適合するものとします。

2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

若者の流出を抑制するとともに定住指向を高めるため、就業の場や機会を確保するほか、良好な住環境、子育て環境の整備を図る必要があります。また、ICT の発展や恵まれた自然環境に対する関心の高まりなどにより都市部から地方への新たな人の流れが生じており、この流れを生かした「関係人口」拡大の取組も重要になっています。

過疎地域の持続的発展のためには、若者の地域への定着・回帰・関わりを促進し、これらの地域経済を担う人材を確保する必要があります。

（1）現況と問題点

過疎地域においては、その指定を受ける以前から長い期間にわたり、少子高齢化と若者の都市部への流出が進んできました。昭和 50 年と平成 27 年の年少人口を比較するとその減少率は 70.4% に及びます。また、16 歳から 29 歳の若年者人口についても 66.6% 減少しています。この状況は今後も続いていくものと考えられ、今後一層の地域の高齢化、活力の低下、様々な分野における担い手の不足等が懸念されます。

（2）その対策

- ①過疎地域の恵まれた自然や立地の良さなどを積極的に情報発信します。
- ②リモートワーク（※1）やワーケーション（※2）等新しい働き方が進む中で、移住希望者のニーズに応えられるよう受入体制の整備について検討します。
- ③移住促進と移住後の生活安定のための支援制度について検討します。

※1 リモートワーク： ICT（情報通信技術）を活用し時間や場所の制約を受けずに、柔軟に働く形態。

※2 ワーケーション：ワーク（労働）とバケーション（休暇）を組み合わせた造語で、観光地やリゾート地でリモートワークを活用し、働きながら休暇をとる過ごし方。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定 住・地域間 交流の促 進、人材育 成	(4)過疎地域持続的発展特 別事業 移住・定住	<p>(定住・移住推進事業)</p> <p>①事業の必要性 若年者の流出、高齢化が進む過疎地域においては、当該地域への定住・移住を促進することで将来の地域を担う人材の確保・育成を図る必要がある。</p> <p>②事業の内容 本市への定住者・移住者に対する支援を実施する中で、過疎地域への定住・移住については、上乗せ支援を実施する。</p> <p>③事業の効果 過疎地域への移住者等の増加により、地域活性化や地域の様々な担い手の確保が図られ、将来にわたり、過疎地域の持続的発展に資する。</p>	市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画で定める基本の方針に基づきながら、個別施設計画とも整合性を図りつつ適正に事業を推進します。

3. 産業の振興

農林水産業については、豊かな自然環境と先人のたゆまぬ努力により、発展・維持されてきた重要な地域産業であり、今後も様々な社会情勢の変化等に対応しながら次の世代に引き継いでいけるよう、特に担い手不足や後継者不足の解消、規模拡大、集積・集約化、法人化の推進を目指すべき方向として、その振興に努めます。

商工業については、地域経済の活力を生み出すため、雇用の確保及び地域内の企業間の連携を図るとともに、起業を含めた新たな事業に取り組む事業者や個人等を支援します。また、従来の地域商工業にも目を向けたきめ細かな施策を展開します。

観光については、観光情報の発信や各種イベントの実施等を通じ、広域観光ルートのネットワーク化、観光客の滞在時間増加を図ります。

(1) 現況と問題点

○農林水産業の振興

過疎地域は肥沃な耕地、豊かな山林、そして八郎湖が広がり、稲作を中心に、大豆・枝豆・ネギ・花き・和梨・秋田スギ・昭和地域の特産品でもあるつくだ煮の原料となるわかさぎ等良質な農林水産物を安定的に供給できる基盤ができています。しかしながら、農林水産業に携わる人々の高齢化の進行、担い手不足、農林水産物に対する需要の多様化、輸入の増加、米価の変動、そして新型コロナウイルス感染症などによる経済活動への影響が懸念されています。

○商工業の振興

昭和工業団地は、地域における雇用の維持、地域経済の活性化等を目的として企業誘致のために整備されました。しかしながら、ここ5年間での誘致は1社のみとなっており、未利用地の早期解消、地域住民の雇用確保が必要であるほか、新型コロナウイルス感染症の流行下において、既存企業の経営強化も求められています。また、過疎地域の事業者はそのほとんどが小規模事業者であり、地域に密着する形で商店街等を形成していましたが、近年、大型量販店等の出店により地域住民の買い物行動が変化したことで空き店舗が増加し、商店街の空洞化が進んでいます。

○観光の開発

過疎地域における観光拠点は道の駅としての機能を併せ持つ「ブルーメッセあきた」と大正時代に建てられたレンガづくりの清酒貯蔵庫をリノベーションした展示スペースである「ブルーホール」が人々から親しまれているものの、現状は秋田市への通過型観光地であり、滞在時間の延長が課題となっています。

(2) その対策

○農林水産業

- ①地域農業の担い手となる認定農業者や新規就農者を確保、育成します。
- ②農用地の集積・集約化を図りながら、経営規模の拡大、複合化・多核化、法人化を進め、効率的かつ安定的な農業経営を推進します。
- ③林業については、森林の多面的機能を維持するため、担い手の育成と計画的な間伐等を促進するとともに、将来の森林の姿を見据えた適切な森林施業の実施により、健全な森林資源の維持並びに増進を図ります。
- ④地域の特産品でもあるつくだ煮加工に結びつくわかさぎ卵等の放流事業を推進し、資源維持に努めます。
- ⑤農地、農道、林道等の整備を推進するとともに、既存施設の適正な維持管理に努め、生産基盤の強化を図ります。

○商工業の振興

- ①企業誘致優遇制度を充実させ、昭和工業団地等の機能維持を図り、企業の誘致を推進します。
- ②既存企業については、公的助成・支援制度等の周知に努め、新技術の導入、新製品の開発、新分野への進出などを積極的に支援します。また、市内企業同士の連携を支援することで既存企業の経営強化を促進します。
- ③起業については、各種支援制度等の周知、講習会等への参加、産官学連携による新たな事業の創出等を促進します。
- ④空洞化が進む地域の商店街に賑わいをつくるため、各種イベントの開催やシェアオフィスの整備等について検討します。

○観光の開発

- ①周辺市町村の観光政策との連携を図り、観光情報の発信や広域観光ルートのネットワーク化を推進します。
- ②観光拠点施設の充実と魅力あるイベント等の開催により、観光客の滞在時間と交流人口の増加を図ります。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振興	(1)基盤整備 農業	浜井川地区湛水防除事業 真崎堰地区ため池等整備事業 市ノ坪地区ため池等整備事業 岩瀬地区農地中間管理機構関連農地整備事業 白洲野地区基幹水利施設ストックマネジメント事業	秋田県 秋田県 秋田県 秋田県 秋田県	負担金 負担金 負担金 負担金 負担金
	林業	高能率生産団地路網整備事業（大工焼山沢線） 高能率生産団地路網整備事業（大工焼山沢支線） 高能率生産団地路網整備事業（浅見沢線）	秋田県 秋田県 秋田県	負担金 負担金 負担金
	(10)過疎地域持続的発展特別事業 観光	(観光関連施設環境整備・維持補修・管理事業) ①事業の必要性 人口の流出が進む過疎地域において、地域活性化を図る手段の一つが観光振興であるため、拠点施設の環境を整備し、適切に維持管理する必要がある。 ②事業の内容 施設の環境整備、予防保全型修繕等を含めた維持	市	

		<p>管理を行う。</p> <p>③事業の効果</p> <p>当該施設の環境を整備し、適切に維持管理することは、地域の活性化につながるものとして、住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現に資する。</p>		
企業誘致	(用地取得助成金)	<p>①事業の必要性</p> <p>過疎地域の持続的発展には雇用の場が必要。企業の誘致により雇用の場の確保を図る必要がある。</p> <p>②事業の内容</p> <p>過疎地域における用地取得に対する助成。</p> <p>③事業の効果</p> <p>企業の誘致により、雇用場所の確保、転入の増加が図られ、過疎地域の持続的発展に資する。</p>	市	補助金
	(設備投資助成金)	<p>①事業の必要性</p> <p>過疎地域の持続的発展には雇用の場が必要。企業の誘致により雇用の場の確保を図る必要がある。</p> <p>②事業の内容</p> <p>過疎地域における工場の新增設に伴う設備投資に対する助成。</p> <p>③事業の効果</p>	市	補助金

	<p>企業の誘致により、雇用場所の確保、転入の増加が図られ、過疎地域の持続的発展に資する。</p> <p>(雇用奨励金)</p> <p>①事業の必要性 過疎地域の持続的発展には雇用の場が必要。企業の誘致により雇用の場の確保を図る必要がある。</p> <p>②事業の内容 過疎地域に住所を有する常時雇用者に対する助成。</p> <p>③事業の効果 企業の誘致により、雇用場所の確保、転入の増加が図られ、過疎地域の持続的発展に資する。</p>	市	補助金
その他	<p>(過疎地域活性化事業)</p> <p>①事業の必要性 過疎地域の商店街等において、高齢化等により空き店舗等が増加していることから、地域を衰退させないために新たな賑わいの場を創出する必要がある。</p> <p>②事業の内容 各種イベントの開催やシェアオフィス等の整備等</p> <p>③事業の効果 地域の商店街等を新た</p>	市	

		な交流の場とすることは、地域の活性化につながるものとして、住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現に資する。		
--	--	--	--	--

(4) 産業振興促進事項

①産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
昭和地域全域	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業	令和3年4月1日～令和8年3月31日	
飯田川地域全域			

②当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記（2）その対策及び（3）計画の内容のとおりとします。

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画で定める基本の方針に基づきながら、個別施設計画とも整合性を図りつつ適正に事業を推進します。

4. 地域における情報化

過疎地域においても情報格差が発生しないための情報化施策を進め、過疎地域特有の住民ニーズを把握しその対応に努めます。

(1) 現況と問題点

合併以降、市の情報化施策により通信事業者の積極的なサービス拡大が図られ、市全域での光回線を利用したブロードバンドサービスが利用できるようになっています。そのため、情報インフラとしての格差は発生していませんが、地域情報の発信や公共施設への公衆無線 LAN の整備が遅れています。また、高齢化の進行により世代間での情報格差が広がっている状況です。

山陰等の地デジ難視聴エリアは共聴施設の設置（組合）により対応していますが、設備の老朽化及び地域の過疎化の進行により、組合員個々の負担が大きくなることが予想されます。

(2) その対策

地域の情報発信については、その地域と関わりがある団体等と連携することが重要です。また、世代間の情報格差については、生涯学習等を通じた情報活用能力の向上とともに、防災行政無線など従来の情報伝達手段の維持管理に努めます。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
3 地域に おける情 報化	(2)過疎地域持続 的発展特別事業 情報化	(防災行政無線施設維持補修・管理事業) ①事業の必要性 住民が将来にわたり安全に安心して 暮らすことができる地域社会の実現を 図るために、災害等の情報を迅速かつ 正確に伝える必要がある。 ②具体的な事業内容 施設の予防保全型修繕等を含めた維 持管理を行う。 ③事業の効果	市	

		当該施設を維持管理し、適切に運用することは、住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現に資する。		
--	--	---	--	--

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画で定める基本の方針に基づきながら、個別施設計画とも整合性を図りつつ適正に事業を推進します。

5. 交通施設の整備、交通手段の確保

交通施設は、地域発展の根幹であり、過疎地域の持続的発展のためには重要な要素の一つでもあることから、重点的に整備を推進します。幹線道路については、他市町村や市内地域間連絡道路としての役割の充実を図ります。生活道路については、市民のニーズに対応した即効性のある整備を図ります。また、管理路線区域における日常生活の利便性の向上及び災害時の避難路としても利用できるよう道路施設等整備の促進と適切な維持管理に努めます。

交通手段の確保については、少子高齢化、人口減少社会の中でも、公共交通の利便性の向上と、効果的かつ効率的な交通サービスの実現を目指します。交通空白地域の解消や交通弱者の移動手段を確保するため、マイタウンバスやデマンド型乗合タクシーを運行します。また、地域公共交通計画に基づいた事業を実施し、必要に応じて計画の見直しを行います。

(1) 現況と問題点

○市道の整備

幹線道路の整備については、道路利用形態と財政状況の変化により計画的な整備に支障がでています。生活道路については、未改良未舗装道の残存や舗装、橋りょう、ガードレール等道路施設の老朽化が進んでいるため、今後も継続的な事業投資が必要になります。また、冬期間については、近年の人口減少や少子高齢化に伴い、より一層市民と行政が連携した除排雪事業に努めていく必要があります。

○交通手段の確保

過疎地域における主要な公共交通機関は、鉄道網としてJR奥羽本線が縦貫し、大久保駅、羽後飯塚駅の2駅があり、多くの地域住民が通勤や通学等で利用しており、今後も快適な利用環境を維持していくことが求められています。

バス交通は、秋田駅から五城目を結ぶ地域間幹線の秋田中央交通五城目線が運行しており、地域内でマイタウンバス4路線が運行されています。また、デマンド型乗合タクシー1路線も運行されていますが、対象地域の人口減少等により、稼働率が低い状況となっています。

公共交通の利用状況は、自家用車利用の増加に加え人口減少と少子高齢化が進行する中で、総じて利用者数が低調に推移しており、運営を支える財政支出は増加傾向にあるなど、公共交通を取り巻く環境は厳しさを増しています。

今後も少子高齢化、人口減少により利用者の大幅な増加が望めない中でも、交通弱者の通院・通学等の生活の足を守る必要があり、バスでの運行のみならず、地域の現状に応じた交通システムを構築することが課題となっています。

(2) その対策

○市道の整備

- ①幹線道路については、道路ネットワークの充実を図るため、今後も計画的に整備を推進します。また、高速交通体系については、整備促進が図られるよう国、県、各団体に対して働きかけるとともに、連携を促進します。
- ②生活道路については、緊急性のある路線の整備を優先し、改良率・舗装率の向上に努めます。
- ③橋りょう等道路施設については、道路パトロールなど日常点検、橋りょう定期点検など状況把握に努め、各種計画の策定と整備を推進します。
- ④道路維持については、安全で円滑な交通の確保を目的とした除排雪事業及び道路管理に努めます。

○交通手段の確保

- ①JR 奥羽本線については、快適な利用に資するため、駅舎や駐輪場など周辺環境の整備を検討します。
- ②地域間幹線バスについては、高齢者をはじめとする交通弱者が地域内を自由に移動するための必要不可欠な手段であることから、路線維持のため、各種支援を実施します。
- ③マイタウンバスについては、JR や民間バス事業者等と連携し利便性の向上を図ります。
- ④デマンド型乗合タクシーについては、実施地域への周知と利用の促進を図ります。また、交通空白地域への導入や利用状況の低いバス路線については廃止代替としての導入も視野に入れた抜本的な見直しを図ります。
- ⑤地域公共交通計画の見直しを行い、住民ニーズに即した公共交通網の形成を目指します。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
4 交通施設の整備、 交通手段の確保	(1)市町村道 道路 橋りょう	白洲野公民館線（道路改良・舗装補修） L=800m 千刈田・中羽立線（道路改良・舗装補修） L=2,700m 南公園1号線（道路改良・舗装補修） L=400m 元木山公園線（道路改良・舗装補修） L=800m 飯塚浜東線（道路改良・舗装補修） L=400m 笹長根・北坂線（道路改良・舗装補修） L=300m 山田、山田支線（道路改良・舗装補修） L=100m 新道3号線【新道上地区】（側溝改良） L=200m 大豊小学校線【アミダ堂地区】（側溝改良） L=100m 新関本線【新関地区】（側溝改良） L=800m 元木本線【元木、宮の前地区】（側溝改良） L=200m 乱橋後堰鴨田線【乱橋地区】（側溝改良） L=200m ハツロ線【ハツロ地区】（側溝改良） L=200m 干拓3号橋 L=16.8m、W=9.6m (8.4) 高田橋 L=19.2m、W=4.5m (3.7)	市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市	

		思案橋 L=20.8m、W=8.7m (7.5) 妹川大橋 L=36.0m、W=8.7m (7.5) 境田2号橋 L=20.0m、W=6.0m (5.0) 飯塚浜橋 L=7.3m、W=4.8m (4.4) 飯塚下3号橋 L=5.4m、W=3.1m (2.7) 竜毛橋 L=25.6m、W=4.8m (4.0) 豊川大橋 L=73.0m、W=8.0m (7.0) 中道橋 L=5.3m、W=5.4m (4.8) 畠妻橋 L=23.4m、W=2.1m (1.5) 第1工区川口橋 L=27.2m、W=2.5m (2.0) 第3工区川口橋 L=20.1m、W=4.7m (4.0)	市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市	
(6)自動車等		マイタウンバス事業車両更新事業	市	
(8)道路整備機械等		除雪車更新整備 ・4台（グレーダー1台、ローダー1台、ロータリー1台、ダンプトラック1台）	市	
(9)過疎地域持続的発展特別事業	公共交通	(鉄道施設維持管理事業) ①事業の必要性 利用者の利便性や安全性を確	市	

		<p>保るために、鉄道施設を適切に維持管理する必要がある。</p> <p>②事業の内容</p> <p>大久保駅・羽後飯塚駅における乗車券類販売業務及び駅舎・駐輪場・駐車場の管理</p> <p>③事業の効果</p> <p>鉄道施設を適切に維持し、利便性や安全性を確保することは、住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現に資する。</p>		
	交通施設維持	(市道等維持補修・管理事業)	市	
		<p>①事業の必要性</p> <p>住民の利便性や安全性の確保、行政サービスの効率化等の観点から、市道等について適切に維持管理する必要がある。</p> <p>②事業の内容</p> <p>市道等の維持管理、修繕等</p> <p>③事業の効果</p> <p>市道等を適切に維持し、利便性や安全性を確保し、行政サービスの効率化を図ることは、住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現に資する。</p>		
	(10)その他	<p>駅周辺環境整備事業関連調査 (ソフト)</p> <p>マイタウンバス運行事業 (ソフト)</p> <p>デマンド型乗合タクシー運行事業 (ソフト)</p> <p>生活バス路線維持費補助金 (ソ</p>	市 市 市 市	

		フト) 地域公共交通活性化協議会負担 金（ソフト）	市	
--	--	---------------------------------	---	--

（4）公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画で定める基本の方針に基づきながら、個別施設計画とも整合性を図りつつ適正に事業を推進します。

6. 生活環境の整備

上下水道の整備については、市民が快適に安心して生活できるよう、上下水道の整備と適正な維持管理に努めるとともに、広域化・共同化等について検討します。

廃棄物処理については、地域住民が安全に安心して暮らせる生活環境を確保するため、廃棄物の適切な処理と施設の維持管理に努めます。また、ごみの減量化や3Rを促進し、環境負荷の軽減を図り、循環型社会の形成を推進します。

斎場の整備については、火葬業務を支障なく行うため、施設の適正な運営と維持管理を促進します。

消防・救急施設の整備については、災害から住民の生命及び財産を守り安心して暮らすことができるよう、施設や装備品等の更新整備を促進するとともに、地域防災の中核団体たる消防団の団員確保、育成強化に努め、災害に強いまちづくりを進めます。

公営住宅の整備については、安全で良好な居住環境を整備するため、計画的に維持管理していきます。将来的には、民間の賃貸住宅等を活用するなど、公営住宅のあり方を検討します。

交通安全対策については、地域住民の意識高揚を図るとともに、カーブミラー等の交通安全施設を整備し、事故や犯罪のない安全に安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

公園・緑地の整備については、市民の運動や憩いの場として、また、災害時の避難場所などの多面的な役割があることから、樹木、広場等の良好な維持管理を図ります。

未利用公共施設の管理については、人口減少や老朽化等により未利用の施設が増加していることを踏まえ、地域住民の安全安心な生活環境の確保とよりよい景観の保全のため、除却も視野に入れながら適正な管理を図ります。

防犯対策については、子どもから高齢者まで地域住民が生涯にわたり安全に暮らし、積極的に社会参加ができるよう、警察、防犯協会、防犯指導隊などの関係機関との連携を図り、地域ぐるみの防犯活動を展開します。

空き家対策については、空き家の倒壊等による事故、犯罪、火災等を未然に防止し、地域と住民の安全・安心の確保と生活環境の保全を図ります。

(1) 現況と問題点

○上下水道の整備

上水道は、地域住民の暮らしの根底を支える重要なインフラの一つです。今後は人口減少等により、給水量の増加が見込まれない中で、施設や設備の老朽化が進行していくため、アセットマネジメントによる計画的な対応が求められています。

生活排水処理事業については、過疎地域の汚水処理人口普及率は97.2%で水洗化率は90.3%となっております。今後は、下水道事業が概成したことにより、合併処理浄化槽

の設置を促進する一方で、老朽化した管渠や施設の更新を検討する必要があります。また、未接続世帯に対して啓発活動に努め、水洗化率の向上を図る必要があります。

○廃棄物の処理

①ごみ処理

本市のごみ処理については、昭和地域にあるクリーンセンターにおいて実施しています。近年のごみ処理量はほぼ横ばいであり、経費及び環境負荷の軽減を図るため、ごみの減量化や再資源化に対する地域住民の意識高揚が求められます。

②し尿処理

し尿の収集処理量は公共下水道等の普及により減少傾向にあり、収集にあたっては、地域別に許可業者が行っています。過疎地域では、し尿処理について男鹿地区衛生処理一部事務組合へ統合し、平成25年4月から男鹿地区衛生センターに搬入しています。

○斎場の整備

過疎地域は、井川町、八郎潟町と湖東地区行政一部事務組合を組織し、火葬業務を行っています。今後も増加が予想される火葬業務に対応するため、湖東地区行政一部事務組合との連携による火葬場施設の適正な運営と維持管理が必要です。

○消防・救急・防災体制の整備

過疎地域は、井川町、八郎潟町と湖東地区行政一部事務組合を組織し、消防・救急業務を行っており、潟上市消防団昭和支団及び飯田川支団との連携により消防体制を確立しています。東日本大震災や異常気象による災害の激甚化の影響もあり、住民の防災意識の高まりから自主防災組織を立ち上げる自治会も増えています。

一方で、近年は、消防団員の減少や住民の就業形態の変化から災害時の動員体制に課題が生じており、消防団員を雇用している事業者への奨励措置や退職した消防団員が火災時の後方支援活動等に従事できる機能別消防団員制度などを導入・活用しながら、消防団員を確保するとともに、各種設備等を計画的に整備し、消防力の維持を図る必要があります。

また、自然災害等に対しては、防災訓練を実施し、住民の防災意識の高揚を図るとともに、自主防災組織の組織化推進とその活動の支援、防災資機材・設備の充実、備蓄品の整備・更新等により地域防災力を強化する必要があります。

○公営住宅の整備

建物の老朽化が進むとともに応募者数は減少傾向にありますが、退去者も少ないため需要は満たされている状況です。現在は、建物の経年劣化に合わせ、対症療法的に修繕等を行っています。

○交通安全対策

交通事故は子どもや高齢者の被害が多く、特に近年、高齢者による交通死亡事故が全国的に大きな問題となっています。このような事故を予防するためには、一人ひとりが交通安全に対する意識を高め、交通ルールを守るよう、被害者のみならず加害者も出さないための取組を進めていく必要があります。

○公園・緑地の整備

市民1人当たりの都市公園面積は約20m²で条例で定める標準面積の約2倍となっています。市内には都市公園のほか農村公園や開発緑地などの公園が設置されており、設置から相当期間が経過した公園では、施設・設備の老朽化が進み、維持管理が困難な状況になっています。今後の人口減少社会を見据え、適正な整備、廃止、集約化を進めていく必要があります。

○未利用の公共施設の管理

未利用となっている公共施設については、倒壊や飛散、火災等の危険性があり、また、犯罪の温床ともなり得ます。それらを未然に防止し、地域住民の安心・安全を確保する必要があります。

○防犯対策

地域の安全を守るためにには、警察だけでなく、地域住民、行政などがそれぞれの役割を担い、連携しながら地域の防犯体制を確立していくことが重要です。

○空き家対策

高齢化の進行や人口減少等により空き家の更なる増加が懸念されることから、空き家の適正管理を図るよう求めていく必要があります。適切に管理されていない空き家等は年々増加傾向にあり、住民からの苦情や相談も増加しています。

○その他

飯田川地域の住宅地周辺部において、隣接地との境界位置や公簿と地図情報との面積が整合しない箇所が多数あり、土地利用において利便性を大きく損なう状況になっています。

(2) その対策

○上下水道の整備

①安全で安心な水を安定的に供給していくため、アセットマネジメントを踏まえ、計画的な施設の更新、耐震化等を検討していきます。

- ②公共下水道については、農業集落排水施設を公共下水道に統合し、事業の効率化を図るとともに、老朽化した施設の計画的な点検を実施します。
- ③公共下水道事業の許可区域外については、合併処理浄化槽事業を推進します。
- ④水洗化に向けた啓発活動を実施し、水洗化率の向上を図ります。

○斎場の整備

斎場は地域社会に必要不可欠な施設であることから、湖東地区行政一部事務組合の方針に基づき、広域的視点での施設整備・更新等を促進します。

○消防・救急・防災体制の整備

- ①防災活動の拠点となる消防施設の機能強化を図るとともに、消火栓、防火水槽等の消防・防災設備や備蓄品等の整備・更新を推進します。
- ②防災訓練を実施し、住民の防災意識の高揚を図るとともに自主防災組織の組織化の推進と活動を支援します。
- ③消防力維持のため消防団員の確保を図るとともに、人口減少社会における消防団のあり方を検討します。
- ④消防署や医療機関など関係機関との連携を強化し、迅速で効率的な救急体制を確立します。

○公営住宅の整備

- ①外壁の補修や屋根の葺き替えなどの予防保全的な改修を計画的に実施し、一部バリアフリー化を図るなど、安全で良好な公営住宅の整備を推進します。
- ②今後の計画的な整備のため、公営住宅の需要を把握し、供給目標量を設定します。

○交通安全対策

- ①交通安全に対する意識の更なる高揚を図るため、警察や関係機関、団体等と連携し、街頭指導や、交通安全教室などの啓発活動を実施します。
- ②学校や地域、関係機関等と連携し通学路の合同点検を実施するとともに、スクールガード等関係者間による危険個所情報の共有を図り、子どもの通学時の安全を確保します。
- ③カーブミラー等の交通安全施設の整備を計画的に実施するとともに、地域住民と危険個所情報を共有し、安全なまちづくりを目指します。

○公園・緑地の整備

- ①公園の立地や周辺自然環境、住民人口、世代構成などを踏まえ、将来の利用見込みを勘案し、整備、廃止、集約化を進めます。

②公園施設長寿命化計画に基づき、施設・設備の改修を進めます。

○未利用公共施設の管理

地域住民の安全確保及びよりよい景観保全の観点から、未利用の公共施設については利活用を検討するとともに、必要に応じて解体撤去を実施します。

○防犯対策

- ①警察などの関係機関と連携し、潟上市生活安全条例に基づき、防犯協会、防犯指導隊などによる防犯パトロールを実施するとともに、小学校のスクールガードリーダーによる巡回や安全指導を行います。
- ②生活道路や通学路に対し、防犯灯のLED化を計画的に進めるとともに、自治会による防犯灯設置を支援します。
- ③市広報、ポスター、チラシなどを活用した啓発活動により、市民の防犯意識の高揚を図ります。

○空き家対策

- ①自治会と情報を共有し、空き家の状況を継続的に把握するとともに、危険な空き家に対して「空き家等対策の推進に関する特別措置法」及び「潟上市空き家等適正管理に関する条例」に基づき指導を行い、適正な管理を促進します。
- ②空き家解体撤去補助金の活用や空き家購入世帯への住宅リフォームの補助による利活用を促進します。

○その他

飯田川地域の住宅地周辺部において地籍再調査事業を年次計画により推進し、土地利用における利便性を高めます。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
5 生活環 境の整備	(2)下水処理施設 公共下水道 その他	農集処理区公共統合事業 (豊川地区) 浄化槽設置整備事業	市 市	
	(5)消防施設	消防団施設整備事業 資機材器具庫改築5棟、 小型動力ポンプ積載車輕 8台、防火水槽3基、消 火栓5基など	市 市	
		消防施設整備事業 救助工作車1台、高規格 救急自動車2台、広報指 令自動車1台、広報車3 台など	湖東 地区 行政 一部 事務 組合	負担金
	(7)過疎地域持続的発展特別 事業 生活	(斎場維持補修・管理事業) ①事業の必要性 今後も増加が予想される 火葬業務に対応するため に、施設を適正に運営・維 持管理する必要がある。 ②具体的な事業の内容 斎場の運営・維持管理等 に関する経費の一部を負担 する。 ③事業の効果	湖東 地区 行政 一部 事務 組合	負担金

	<p>地域住民にとって不可欠である斎場について、適切に運営・維持することで施設の効果的かつ効率的な利活用が図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。</p> <p>(公営住宅維持補修・管理事業)</p> <p>①事業の必要性</p> <p>住民が安全に安心して生活できる居住環境を確保するために、計画的に補修等を実施する必要がある。</p> <p>②事業の内容</p> <p>公営住宅について、計画的に修繕等を行う。</p> <p>③事業の効果</p> <p>公営住宅を適切に維持することで住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現に資する。</p>	市	
危険施設撤去	<p>(公共施設解体事業)</p> <p>①事業の必要性</p> <p>人口減少や老朽化等による公共施設の統廃合、移転により未利用の公共施設が増加している。住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現を図るためにには、倒壊や飛散、火災等を未然に</p>	市	

		<p>防止しなければならないため、未利用の公共施設を適正に管理する必要がある。</p> <p>②事業の内容</p> <p>老朽化した未利用の公共施設を解体撤去する。</p> <p>③事業の効果</p> <p>老朽化した未利用の公共施設を解体撤去することで、住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現に資する。</p>	
その他	(地籍再調査事業)	<p>①事業の必要性</p> <p>飯田川地域住宅地周辺部の登記所地図の精度が低く、土地利用上の支障が多発しているため、その他地域と同精度の復元性がある地図を整備する必要がある。</p> <p>②事業の内容</p> <p>土地の境界、地目、面積等を測量・調査し、正確な地籍図及び地籍簿を作成する。</p> <p>③事業の効果</p> <p>土地情報のデータ化により、土地利用の利便性が高まることや、現地復元性を持つ地図を作成することで災害復旧等への貢献も期待されることから、住民が将来にわたり安全に安心して</p>	市

	(8)その他	暮らすことができる地域社会の実現に資する。 交通安全施設整備事業 公園施設長寿命化対策事業 遊具、運動場、管理棟、 広場など 空き家解体撤去補助金（ソ フト） 住宅リフォーム補助金（ソ フト）	市 市 市 市	補助金 補助金
--	--------	--	------------------	------------

（4）公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画で定める基本の方針に基づきながら、個別施設計画とも整合性を図りつつ適正に事業を推進します。

7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

子育て環境の確保については、就学前施設及び放課後児童クラブにおいて、児童の安全で安心できる生活の場を維持し、質の高い保育に努めます。

高齢者の保健及び福祉の向上及び増進については、高齢者が住み慣れた地域で自分らしくいきいきと生活ができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムをさらに深化させ、「不安」を「安心」に変えられるよう、地域住民一人ひとりが地域に関わり、みんなの力で支え合う地域共生社会の実現を目指します。

障がい者の保健及び福祉の向上及び増進については、住み慣れた地域で安心して生活ができるように渕上市地域福祉計画や障害者計画を踏まえながら、必要なサービスや支援を提供できる環境づくりに努めます。

地域等の保健及び福祉の向上及び増進については、地域住民が積極的に健康づくりに取り組めるよう、健康に対する意識啓発や相談を行い、健康の維持、健康寿命の延伸を図ります。また、感染症の発生及びまん延を防止するための予防接種を行い、住民の健康の保持・増進に努めるとともに、心の健康に関する相談を行い、その問題解決に努めるとともに、心の健康づくり活動を支援します。

(1) 現況と問題点

○子育て環境の確保

子育て環境の確保については、これまで、渕上市幼保一体化施設基本計画に基づき、乳幼児数の減少及び施設の老朽化並びに教育と保育の一体化を図るため、公立施設を統廃合し整備事業を進めてきました。その一方で、既存施設を利活用し整備した施設や合併前から維持管理している施設については、劣化している設備等があることから、対応が必要となっています。

○高齢者の保健及び福祉の向上及び増進

令和3年5月1日現在の高齢化率は、昭和地域が42.2%、飯田川地域が39.6%であり、過疎地域として指定されていない天王地域の31.5%と比較して高くなっています。今後も高齢化率の上昇に伴って、介護が必要な人の数も増えることが見込まれています。医療や介護が必要になっても、できるだけ住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けたいという高齢者の望みに応えるために、適切な介護サービスの確保や地域における支え合い体制の構築が必要となっています。

○障がい者の保健及び福祉の向上及び増進

社会構造の変化による相互扶助機能の弱体化、住民相互のつながりの希薄化に加え、少子高齢化が追い打ちとなり、生活上の支援を要する人々が厳しい状況におかれつつあ

ります。障がいの重度化、障がい者やその家族の高齢化も進んでおり、地域における多様な支援体制の整備が必要となっています。

○地域の保健及び福祉の向上及び増進

高齢化や社会環境の急激な変化に伴い、がん・心臓病・脳卒中・糖尿病等に代表される生活習慣病の増加が問題となっています。その予防には、生活習慣改善に対する自主的な取組が重要であることから、各種健診の充実等の健康づくりの支援が求められています。子どもの保健については、乳幼児健診の受診率は、高率を維持していますが、保護者が安心して子育てができるよう、出産、育児に関する基礎知識習得支援を発達段階に応じて行う必要があります。

(2) その対策

○子育て環境の確保

年次計画により物品等の更新及び施設設備の改修を実施し、児童の安全を確保します。

○高齢者の保健及び福祉の向上及び増進

- ①高齢者が積極的に外出し、活動的な生活をおくることができるよう、老朽化した老人福祉施設等の改築を進めます。
- ②老人クラブ活動やシルバー人材センター活用を支援し、高齢者の地域社会への参加を促進します。
- ③個々の高齢者がもつ豊富な知識や経験を地域社会で生かすことができるよう、活躍できる環境づくりを進めます。
- ④地域支援事業の各種事業の充実を図るとともに、地域資源を活用した生活支援サービス提供に向けた取組を関係機関と連携して進めます。
- ⑤利用者に対する適切な介護サービスを確保しつつ、介護給付適正化事業を推進し、介護保険事業の適正な運営に努めます。

○障がい者の保健及び福祉の向上及び増進

- ①障がい者及び障がい児が地域で安心して生活できるように相談支援体制や障害福祉サービスの提供体制の充実を図ります。
- ②障がい者の社会的・経済的な自立を推進するために、各関係機関と連携し、就労支援の推進、一般就労移行への支援に努めます。
- ③学校や社会福祉協議会と連携し、福祉教育やボランティア活動の推進に努め、障がいに対する理解促進に努めます。

○地域の保健及び福祉の向上及び増進

- ①生涯を通じ、ライフステージに合わせた健康づくりを推進するため、防災・健康拠点施設を活用した健康教育、健康相談を一層充実していきます。
- ②各種健康診査、各種予防接種事業について、きめ細やかな受診勧奨・情報発信を行います。
- ③子どもの保健については、子育て世代包括支援センターで妊娠・出産・子育て期までの切れ目のない支援の提供を行うとともに、母子健康手帳アプリの活用、妊産婦教室や産後ケア事業などを実施し、安心して子育てができる取組の充実を図ります。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
6 子育て 環境の確 保、高齢者 等の保健 及び福祉 の向上及 び増進	(2)認定こども園 (3)高齢者福祉施設 その他 (8)過疎地域持続的発展特 別事業 児童福祉	認定こども園施設設備改修事業 昭和デイサービスセンター改築 事業 プラザの湯改築事業 (認定こども園維持補修・管理事 業) ①事業の必要性 昭和こども園及び若竹幼児教 育センターについて、安心して 子育てができるよう環境を整備 する必要がある。 ②事業の内容 昭和こども園及び若竹幼児教 育センターについて、計画的に 修繕等を行う。 ③事業の効果 地域のこども園を適正に整備 し、地域住民が安心して子育て	市 市 市 市	

		<p>できる環境を維持することは、住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現に資する。</p> <p>(高齢者施設維持補修・管理事業)</p> <p>①事業の必要性</p> <p>昭和デイサービスセンター及びプラザの湯において、高齢者が安全に利用できるよう環境を整備する必要がある。</p> <p>②事業の内容</p> <p>昭和デイサービスセンター及びプラザの湯について、計画的に修繕等を行う。</p> <p>③事業の効果</p> <p>地域の高齢者施設を適正に整備し、高齢者が安心して利用できる環境を整備することは、住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現に資する。</p>	市	
	健康づくり	<p>(健康増進施設維持補修・管理事業)</p> <p>①事業の必要性</p> <p>トレイクかたがみにおいて、利用者が安全に利用できるよう環境を整備する必要がある。</p> <p>②事業の内容</p> <p>トレイクかたがみについて、計画的に修繕等を行う。</p> <p>③事業の効果</p> <p>地域の健康増進施設を適正に整備し、利用者が安心して利用できる環境を整備することは、</p>	市	

		住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現に資する。		
--	--	---------------------------------------	--	--

（4）公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画で定める基本の方針に基づきながら、個別施設計画とも整合性を図りつつ適正に事業を推進します。

8. 医療の確保

地域住民の健康と命を守るため、市内医療機関との連携体制の充実を図るとともに二次医療圏の救急病院（秋田厚生医療センター）への支援も継続し、安心して医療を受けられる地域医療体制づくりを推進します。

(1) 現況と問題点

過疎地域の地域医療については、住民が地域で医療を受けられる環境が整備されていますが、さらに安心して日常生活が送られるよう、救急医療体制の整備が必要となっていきます。

(2) その対策

- ①市と市内医療機関に所属する医師とで構成する「市医療行政推進協議会」「市歯科医療推進協議会」において、地域住民の健康づくりの推進等について協議します。
- ②医療機関や医師会と協力体制の強化を図り、市内外の関係機関と連携し、休日夜間等の救急医療体制の充実に努めます。

9. 教育の振興

学校教育については、ふるさと教育を推進するとともに、家庭や地域等との連携・協働を図りながら、学校における教育活動全体を通じてふるさとへの愛着をもち、確かな学力・豊かな心・健やかな体を備えた子どもを育成します。また、質の高い教育を行う上で必要な人的配置、学校・家庭・地域の連携協働の推進、教育環境の整備、通学支援等に努めます。

生涯学習については、地域住民一人ひとりが主体的に生涯学習活動に参画し、地域課題の解決や地域の活性化に結びつくような生涯学習・社会教育事業を推進します。

集会施設については、地域コミュニティ活動の拠点施設であり、効果的な施設のあり方を検討しながら、計画的な整備を図り、効率的な利用を促進します。

社会体育については、地域住民が自主的・主体的にスポーツ・レクリエーション活動に親しめるよう、各種スポーツ団体の組織強化及び指導者の確保・育成などの環境づくりの充実を図ります。また、より多くの住民がスポーツに親しめるよう、統合型地域スポーツクラブを主体とした、地域を基盤としたスポーツ活動を推進します。

(1) 現況と問題点

○学校教育

児童生徒数の減少に伴い、小・中学校の小規模化が進む中にあって、学校と家庭、地域住民が力を合わせて学校運営に取り組み、地域とともにある学校づくりを推進する必要があります。

○社会教育等

人口減少や少子高齢化の進行、ライフスタイルや価値観の変化・多様化により地域コミュニティの希薄化が進む中においては、地域住民一人ひとりが乳幼児期から高齢期まで生涯にわたり学び、心の豊かさや生活の向上につながるよう、学習機会や場所を提供し、その成果を適切に評価し、地域に生かせるような取組を進めることが重要です。

集会施設は、地域住民が気軽に集うことができるよう各地域に整備され、自治会や生涯学習活動などに利用されており、地域コミュニティ活動の拠点として大きな役割を果たしています。しかし、多くの集会施設で老朽化が進んでおり、施設の充実や効率的な利活用を図るため、計画的な改修や修繕、施設の統廃合などを進める必要があります。

○社会体育

生活習慣病やその予備軍の増加を背景とした健康に対する意識の高まりや東京2020オリンピック・パラリンピックの開催による競技スポーツへの関心の高まりなど、近年スポーツに対するニーズも多様化しています。地域住民が心身ともに健全な生活を送

るために、生涯スポーツのさらなる普及・定着を図る必要があります。

(2) その対策

○学校教育

- ①学校運営協議会制度の充実を図り、学校・家庭・地域の連携・協働を推進します。
- ②学校教育環境適正化検討委員会を設置し、児童生徒にとって良好な教育環境を確保するため、適正な学校規模や学校配置について検討します。
- ③スクールバスを運行し、豊川地区（昭和地域）に居住する児童の通学安全等を確保します。

○社会教育等

- ①県や県教育機関・民間機関等と連携しながら、地域の資源や人材を活用した学習機会の充実や支援・育成に努めます。
- ②地域の各公民館（瀬上市市民センター昭和館・飯田川館）では魅力ある講座等を実施できる体制を整備し、生涯学習の推進に努めます。
- ③図書館では地域が抱える課題と向き合うための資料の収集を積極的に行います。
- ④集会施設の改修や修繕、統廃合など必要な整備を実施し、地域コミュニティ活動の拠点施設としての利活用の促進を図ります。また、安全性が確保できない施設については除却を検討します。

○社会体育

- ①地域住民がスポーツに親しめるようにニーズやライフステージに対応したセミナーを開催するなど、活動の機会や場の提供に努めます。
- ②統合型地域スポーツクラブの組織強化を図り、トップアスリートを活用した教室を行うなど、地域に応じた取組を推進します。
- ③体育施設の統廃合も含め、管理運営の適正化と効率的な施設活用を図ります。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8 教育の振興	(1)学校教育関連施設 水泳プール スクールバス・ボート (3)集会施設、体育施設等 集会施設 (4)過疎地域持続的発展特別事業 生涯学習・スポーツ	大豊小学校プール改修 羽城中学校プール改修 大豊小学校スクールバス車両更新 上虻川集落農事集会所改修事業 (公民館維持補修・管理事業) ①事業の必要性 潟上市市民センター昭和館及び飯田川館は、地域の生涯学習活動の拠点施設であるため地域住民が利用しやすい環境づくりが必要となる。 ②事業の内容 昭和館及び飯田川館について、計画的に修繕等を行い、施設の長寿命化とトータルコストの削減を図る。 ③事業の効果 昭和館及び飯田川館を適切に維持することで施設の効果的かつ効率的な利活用が図ら	市 市 市 市	

		<p>れることから、住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現に資する。</p> <p>(図書館維持補修・管理事業)</p> <p>①事業の必要性</p> <p>潟上市図書館昭和分館は、地域の読書・学習活動の拠点施設であるため地域住民が利用しやすい環境づくりが必要となる。</p> <p>②事業の内容</p> <p>図書館昭和分館について、計画的に修繕等を行い、施設の長寿命化とトータルコストの削減を図る。</p> <p>③事業の効果</p> <p>図書館昭和分館を適切に維持することで施設の効果的かつ効率的な利活用が図られることから、住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現に資する。</p> <p>(体育施設維持補修・管理事業)</p> <p>①事業の必要性</p> <p>体育館等の体育施設は、地域のスポーツ活動の拠点施設であるため地域住民が利用しやすい環境づくりが必要となる。</p> <p>②事業の内容</p> <p>体育館等の体育施設について、計画的に修繕等を行い、施設の長寿命化とトータルコストの削減を図る。</p>	市	
--	--	--	---	--

		トの削減を図る。 ③事業の効果 体育館等の体育施設を適切に維持することで施設の効果的かつ効率的な利活用が図られることから、住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現に資する。		
	その他	(集会施設維持補修・管理事業) ①事業の必要性 地域コミュニティ活動の拠点施設として地域住民が利用しやすい環境づくりが必要となる。 ②事業の内容 集会施設の改修や修繕を行うとともに、統廃合などによる施設の適正配置を進め、施設の長寿命化とトータルコスト縮減を図るほか、安全性の確保でできない施設の除却を行う。 ③事業の効果 集会施設を適切に維持し、利用が困難な施設を除却することにより、施設の効果的かつ効率的な利活用が図られることから、住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現に資する。	市	
	(5)その他	生涯学習事業（ソフト） 公民館事業（ソフト） 図書館事業（ソフト） スポーツ教室事業（ソフト）	市 市 市 団体	補助金

		スポーツ大会事業（ソフト）	団体	補助金
--	--	---------------	----	-----

（4）公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画で定める基本の方針に基づきながら、個別施設計画とも整合性を図りつつ適正に事業を推進します。

10. 集落の整備

自治会活動やコミュニティ活動振興事業等の自主的なコミュニティ活動を支援し、地域への愛着感を高める一方、地域の実状に即した自治組織のあり方を検討しながら、市民のコミュニティ意識の高揚に努めるとともに、その活動を促進します。

(1) 現況と問題点

コミュニティ活動は、誰もが暮らしやすいまちを形成するための重要な役割を担っており、その活動が活発に行われるためには、地域住民が積極的に参加する必要があります。

少子化や核家族化が進行し、地域における連携・連帶意識が希薄化している中で、高齢者・要支援者や幼少者への支援、防災・防犯など、最も身近な地域問題を地域で解決していくためには、自治会の役割がますます重要になっています。

高齢化の進行により集落のコミュニティ機能の低下や伝統行事の衰退等、集落自体の維持存続が危ぶまれる中、いわゆる「限界集落」と呼ばれる自治会の発生が懸念されることから、これらへの対応が課題となっています。また、このような状況に対応し、集落を存続させるため、一部の自治会では合併が行われている状況です。

これまで各自治会組織の運営・活動に積極的に支援を行ってきましたが、高齢化や人口減少により集落の存続が危ぶまれる自治会を把握し、対応する必要があります。

(2) その対策

- ①自治会や地区コミュニティ推進協議会、各種団体等の地域に根付いた活動の支援を充実させるとともに、これからの中間自治のあり方について協議・検討を進め、自主的な地域づくりを推進します。
- ②自治会等の自治組織の枠組みについて、整理・見直しを進め、積極的な自治活動を行うコミュニティづくりを進めます。
- ③地域との懇談の場を通じて、市政の状況を伝えるとともに、地域課題の解決に向け、問題意識の共有を図ります。
- ④自治会等が行う自主的な地域づくり活動に、住民一人ひとりが関心をもって参加できるように地域活動の必要性を積極的に啓発します。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
9 集落の整備	(2)過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	<p>(地域コミュニティ支援事業)</p> <p>①事業の必要性</p> <p>過疎地域は、人口減少、高齢化の進展により集落機能が低下しつつある。このため、地域力の維持発展を図り、社会情勢等の変化に適応できる地域コミュニティを構築（再構築）する必要がある。</p> <p>②事業の内容</p> <p>地域自治組織（自治会・コミュニティ推進協議会・自治会長連合会）の円滑な運営及び地域づくり活動を支援する。</p> <p>③事業の効果</p> <p>人口減少、高齢化が進む地域住民の元気の維持・創出や地域同士の交流による一体感の醸成、ひいては、地域住民の自立化の促進など、住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現に資する。</p> <p>(集会施設管理運営費等助成金)</p> <p>①事業の必要性</p> <p>地域コミュニティを維持し、活性化していくためには、</p>	市	補助金

		<p>地域住民が集まり、様々な活動や行事を行う集会施設の適正な整備が必要となる。</p> <p>②事業の内容</p> <p>自治会で所有している集会施設の改修、修繕等に対し、費用の助成を行う。</p> <p>③事業の効果</p> <p>地域コミュニティの維持・活性化が図られることから、住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現に資する。</p>	
--	--	--	--

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画で定める基本の方針に基づきながら、個別施設計画とも整合性を図りつつ適正に事業を推進します。

11. 地域文化の振興等

芸術文化団体の自主的な活動を支援するとともに、芸術文化活動の活性化に努めます。また、文化財の保存・保護・継承を図ります。

(1) 現況と問題点

過疎地域には、芸術文化加盟団体や郷土芸能を保存継承する文化団体など多くの団体が存在し、個々において自主的な活動を積極的に展開しています。しかし、近年は各種団体の会員数の減少、会員の高齢化や固定化、各分野においての指導者や後継者不足が課題となっています。

また、過疎地域には、国指定の文化財をはじめ、長年にわたって継承されてきた誇るべき貴重な文化財があります。各地域に受け継がれた民俗文化、郷土の歴史や先人の文化的活動を示す有形文化財などについて、保存・保護・継承を図る必要があります。

(2) その対策

- ①地域の芸術文化協会加盟団体や芸能文化団体などの自主的な活動を支援するとともに、活動拠点の環境整備に努めます。
- ②郷土の歴史や偉人の功績を後世に伝えるため、学ぶ機会を創出します。
- ③文化財を保存・保護・継承するために、適切な収蔵環境を整備・維持します。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
10 地域文化の振興等	(1)地域文化振興施設等 地域文化振興施設 (2)過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興	郷土文化保存伝習館長寿命化事業 (八郎潟漁撈用具収蔵庫維持補修・管理事業) ①事業の必要性 文化財を適切に保存・保護し、郷土の歴史を後世に伝えるためには収蔵のため	市 市	

	<p>の適切な環境を維持する必要がある。</p> <p>②事業の内容</p> <p>八郎潟漁撈用具収蔵庫について、計画的に修繕等を行う。</p> <p>③事業の効果</p> <p>八郎潟漁撈用具収蔵庫を適切に維持することで施設の効果的かつ効率的な利活用が図られることから、住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現に資する。</p>		
(3)その他	<p>鶯舞保存会補助事業 (ソフト)</p> <p>八郎ばやし保存会補助事業 (ソフト)</p> <p>新関さら保存会補助事業 (ソフト)</p>	市 市 市	補助金 補助金 補助金

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画で定める基本の方針に基づきながら、個別施設計画とも整合性を図りつつ適正に事業を推進します。

12. 再生可能エネルギーの利用の推進

過疎地域における新たな産業の振興、循環型社会の形成、自然環境の保全等の観点から再生可能エネルギーの導入、省エネルギーの推進を図ります。

(1) 現況と問題点

本市の天王地域においては、沿岸部に大規模風力発電施設が立地していますが、過疎地域においては、一部小規模の太陽光発電施設はあるものの、発電事業としての立地は少ないのが現状です。一般住宅においては、太陽光発電や太陽熱利用が進んでおり、今後は、公共・公用施設への導入についても検討する必要があります。

(2) その対策

過疎地域における新たな産業の振興、非常時の電力確保等のため、地域の特性を生かした再生可能エネルギー普及導入に努めるとともに、循環型社会の形成、自然環境の保全等の観点から省エネルギーの促進に努めます。

13. その他地域の持続的発展に関し必要な事項

自然環境の保全については、地球温暖化対策や低炭素社会の構築、環境保全活動の支援や環境教育等を実施することで、地域の自然環境の保全と環境意識の高揚を図ります。

また、過疎地域において、人口減少や少子高齢化の進行が顕著に進んでいる中で、行政サービスを維持し、地域を活性化していくためには、限られた財源を有効に活用し、行財政を効率化していく必要があります。そのために、人口や地域のニーズに見合った施設の適正配置やソフト事業の実施によりコンパクトで機能的な地域づくりを進めていきます。

(1) 現況と問題点

地球温暖化の進行により、自然災害や生態系の変化など気候変動の影響が顕在化しており、本市においても、自然環境を保全し、将来にわたり持続可能な社会をつくるための取組が求められています。

地域住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現を図るためにには、インフラ整備等のハード事業と併せて効果的なソフト事業を実施していく必要がありますが、人口減少や少子高齢化の進行による社会保障費の増加などにより市の財政は硬直化しており、限られた財源のより有効的な活用が求められています。

(2) その対策

- ①クリーンアップの実施などの環境保全活動を支援します。
- ②既存の街灯をLEDに更新することにより、CO₂の削減に貢献します。
- ③不法投棄を防止するため、環境巡回員と連携したパトロールを強化するとともに、啓発活動を継続的に実施します。また、看板の設置や不法投棄監視員による指導、委託による不法投棄物回収などを実施します。
- ④八郎湖の水質改善を図るため、関係機関と連携し、流入河川を含めた浄化対策を推進するとともに、八郎湖長期ビジョンの周知により地域住民の意識高揚を図ります。
- ⑤地域素材を活用した環境教育プログラムなどを通じて、八郎湖の自然環境に触れ、環境保全に積極的に取り組む子どもたちの活動を支援します。
- ⑥地域住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現を図るためにのソフト事業（過疎地域持続的発展特別事業）の実施に要する経費の財源とするため、潟上市持続的発展基金を設置し積み立てを行います。基金は必要に応じて取り崩し、特定の過疎地域持続的発展特別事業に充てることとし、この計画の期間が終了した後においても、当該事業費に充てることができるものとします。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	過疎地域持続的発展特別事業 基金積立	<p>(過疎地域持続的発展基金積立)</p> <p>①事業の必要性 地域住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現を図るため、老朽化した施設の長寿命化及び解体等を推進する必要がある。</p> <p>②事業の内容 基金を設置し、老朽化した公共施設の長寿命化及び解体等の経費を積み立てる。</p> <p>③事業の効果 老朽化した公共施設の長寿命化及び解体等により、地域住民が安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p>	市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画で定める基本の方針に基づきながら、個別施設計画とも整合性を図りつつ適正に事業を推進します。

(再掲) 事業計画 (令和3年度～令和7年度) 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
1 移住・定 住・地域間 交流の促 進、人材育 成	(4)過疎地域持続 的発展特別事業 移住・定住	<p>(定住・移住推進事業)</p> <p>①事業の必要性 若年者の流出、高齢化が進む過疎地 域においては、当該地域への定住・移 住を促進することで将来の地域を担う 人材の確保・育成を図る必要がある。</p> <p>②事業の内容 本市への定住者・移住者に対する支 援を実施する中で、過疎地域への定 住・移住については、上乗せ支援を実 施する。</p> <p>③事業の効果 過疎地域への移住者等の増加によ り、地域活性化や地域の様々な担い手 の確保が図られ、将来にわたり、過疎 地域の持続的発展に資する。</p>	市	補助金
2 産業の 振興	(10)過疎地域持 続的発展特別事 業 観光	<p>(観光関連施設維持補修・管理事業)</p> <p>①事業の必要性 人口の流出が進む過疎地域におい て、地域活性化を図る手段の一つが觀 光振興であるため、拠点施設の環境を 整備し、適切に維持管理する必要があ る。</p> <p>②事業の内容 施設の環境整備、予防保全型修繕等 を含めた維持管理を行う。</p> <p>③事業の効果</p>	市	

		<p>当該施設の環境を整備し、適切に維持管理することは、地域の活性化につながるものとして、住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現に資する。</p>		
	企業誘致	<p>(用地取得助成金)</p> <p>①事業の必要性 過疎地域の持続的発展には雇用の場が必要。企業の誘致により雇用の場の確保を図る必要がある。</p> <p>②事業の内容 過疎地域における用地取得に対する助成。</p> <p>③事業の効果 企業の誘致により、雇用場所の確保、転入の増加が図られ、過疎地域の持続的発展に資する。</p>	市	補助金
		<p>(設備投資助成金)</p> <p>①事業の必要性 過疎地域の持続的発展には雇用の場が必要。企業の誘致により雇用の場の確保を図る必要がある。</p> <p>②事業の内容 過疎地域における工場の新增設に伴う設備投資に対する助成。</p> <p>③事業の効果 企業の誘致により、雇用場所の確保、転入の増加が図られ、過疎地域の持続的発展に資する。</p>	市	補助金
		<p>(雇用奨励金)</p> <p>①事業の必要性 過疎地域の持続的発展には雇用の場が必要。企業の誘致により雇用の場の</p>	市	補助金

		<p>確保を図る必要がある。</p> <p>②事業の内容</p> <p>過疎地域に住所を有する常時雇用者に応じた助成。</p> <p>③事業の効果</p> <p>企業の誘致により、雇用場所の確保、転入の増加が図られ、過疎地域の持続的発展に資する。</p>		
	その他	<p>(過疎地域活性化事業)</p> <p>①事業の必要性</p> <p>過疎地域の商店街等において、高齢化等により空き店舗等が増加していることから、地域を衰退させないために新たな賑わいの場を創出する必要がある。</p> <p>②事業の内容</p> <p>各種イベントの開催やシェアオフィス等の整備等</p> <p>③事業の効果</p> <p>地域の商店街等を新たな交流の場とすることは、地域の活性化につながるものとして、住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現に資する。</p>	市	
3 地域における情報化	(2)過疎地域持続的発展特別事業 情報化	<p>(防災行政無線施設維持補修・管理事業)</p> <p>①事業の必要性</p> <p>住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現を図るために、災害等の情報を迅速かつ正確に伝える必要がある。</p> <p>②具体的な事業内容</p> <p>施設の予防保全型修繕等を含めた維</p>	市	

		<p>持管理を行う。</p> <p>③事業の効果</p> <p>当該施設を維持管理し、適切に運用することは、住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現に資する。</p>		
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9)過疎地域持続的発展特別事業	<p>公共交通</p> <p>(鉄道施設維持管理事業)</p> <p>①事業の必要性</p> <p>利用者の利便性や安全性を確保するために、鉄道施設を適切に維持管理する必要がある。</p> <p>②事業の内容</p> <p>大久保駅・羽後飯塚駅における乗車券類販売業務及び駅舎・駐輪場・駐車場の管理</p> <p>③事業の効果</p> <p>鉄道施設を適切に維持し、利便性や安全性を確保することは、住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現に資する。</p>	市	
	交通施設維持	<p>(市道等維持補修・管理事業)</p> <p>①事業の必要性</p> <p>住民の利便性や安全性の確保、行政サービスの効率化等の観点から、市道等について適切に維持管理する必要がある。</p> <p>②事業の内容</p> <p>市道等の維持管理、修繕等</p> <p>③事業の効果</p> <p>市道等を適切に維持し、利便性や安全性を確保し、行政サービスの効率化</p>	市	

		を図ることは、住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現に資する。		
5 生活環境の整備	(7)過疎地域持続的発展特別事業 生活	<p>(斎場維持補修・管理事業)</p> <p>①事業の必要性 今後も増加が予想される火葬業務に対応するために、施設を適正に運営・維持管理する必要がある。</p> <p>②具体的な事業の内容 斎場の運営・維持管理等に関する経費の一部を負担する。</p> <p>③事業の効果 地域住民にとって不可欠である斎場について、適切に運営・維持することで施設の効果的かつ効率的な利活用が図られることから、将来にわたり地域の持続的発展に資する。</p>	湖東地区行政一部事務組合	負担金
		<p>(公営住宅維持補修・管理事業)</p> <p>①事業の必要性 住民が安全に安心して生活できる居住環境を確保するために、計画的に補修等を実施する必要がある。</p> <p>②事業の内容 公営住宅について、計画的に修繕等を行う。</p> <p>③事業の効果 公営住宅を適切に維持することで住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現に資する。</p>	市	
	危険施設撤去	(公共施設解体事業)	市	

		<p>①事業の必要性</p> <p>人口減少や老朽化等による公共施設の統廃合、移転により未利用の公共施設が増加している。住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現を図るために、倒壊や飛散、火災等を未然に防止しなければならないため、未利用の公共施設を適正に管理する必要がある。</p> <p>②事業の内容</p> <p>老朽化した未利用の公共施設を解体撤去する。</p> <p>③事業の効果</p> <p>老朽化した未利用の公共施設を解体撤去することで、住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現に資する。</p>	
その他	(地籍再調査事業)	<p>①事業の必要性</p> <p>飯田川地域住宅地周辺部の登記所地図の精度が低く、土地利用上の支障が多く発しているため、その他地域と同精度の復元性がある地図を整備する必要がある。</p> <p>②事業の内容</p> <p>土地の境界、地目、面積等を測量・調査し、正確な地籍図及び地籍簿を作成する。</p> <p>③土地情報のデータ化により、土地利用の利便性が高まることや、現地復元性を持つ地図を作成することで災害復旧等への貢献も期待されることから、住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現に資する。</p>	市

6 子育て 環境の確 保、高齢者 等の保健 及び福祉 の向上及 び増進	(8)過疎地域持続 的発展特別事業 児童福祉	(認定こども園維持補修・管理事業) ①事業の必要性 昭和こども園及び若竹幼稚教育セン ターについて、安心して子育てができ るよう環境を整備する必要がある。 ②事業の内容 昭和こども園及び若竹幼稚教育セン ターについて、計画的に修繕等を行 う。 ③事業の効果 地域のこども園を適正に整備し、地 域住民が安心して子育てできる環境を 維持することは、住民が将来にわたり 安全に安心して暮らすことができる地 域社会の実現に資する。	市	
	高齢者・障がい 者福祉	(高齢者施設維持補修・管理事業) ①事業の必要性 昭和デイサービスセンター及びプラ ザの湯において、高齢者が安全に利用 できるよう環境を整備する必要があ る。 ②事業の内容 昭和デイサービスセンター及びプラ ザの湯について、計画的に修繕等を行 う。 ③事業の効果 地域の高齢者施設を適正に整備し、高 齢者が安心して利用できる環境を整備 することは、住民が将来にわたり安全 に安心して暮らすことができる地域社 会の実現に資する。	市	

	健康づくり	(健康増進施設維持補修・管理事業) ①事業の必要性 トレイクかたがみにおいて、利用者が安全に利用できるよう環境を整備する必要がある。 ②事業の内容 トレイクかたがみについて、計画的に修繕等を行う。 ③事業の効果 地域の健康増進施設を適正に整備し、利用者が安心して利用できる環境を整備することは、住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現に資する。	市	
8 教育の振興	(4)過疎地域持続的発展特別事業 生涯学習・スポーツ	(公民館維持補修・管理事業) ①事業の必要性 潟上市市民センター昭和館及び飯田川館は、地域の生涯学習活動の拠点施設であるため地域住民が利用しやすい環境づくりが必要となる。 ②事業の内容 昭和館及び飯田川館について、計画的に修繕等を行い、施設の長寿命化とトータルコストの削減を図る。 ③事業の効果 昭和館及び飯田川館を適切に維持することで施設の効果的かつ効率的な利活用が図られることから、住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現に資する。	市	

		<p>潟上市図書館昭和分館は、地域の読書・学習活動の拠点施設であるため地域住民が利用しやすい環境づくりが必要となる。</p> <p>②事業の内容</p> <p>図書館昭和分館について、計画的に修繕等を行い、施設の長寿命化とトータルコストの削減を図る。</p> <p>③事業の効果</p> <p>図書館昭和分館を適切に維持することで施設の効果的かつ効率的な利活用が図られることから、住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現に資する。</p>		
		(体育施設維持補修・管理事業)	市	
その他		<p>①事業の必要性</p> <p>体育館等の体育施設は、地域のスポーツ活動の拠点施設であるため地域住民が利用しやすい環境づくりが必要となる。</p> <p>②事業の内容</p> <p>体育館等の体育施設について、計画的に修繕等を行い、施設の長寿命化とトータルコストの削減を図る。</p> <p>③事業の効果</p> <p>体育館等の体育施設を適切に維持することで施設の効果的かつ効率的な利活用が図られることから、住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現に資する。</p>	市	

		<p>りが必要となる。</p> <p>②事業の内容</p> <p>集会施設の改修や修繕を行うとともに、統合などによる施設の適正配置を進め、施設の長寿命化とトータルコスト縮減を図るほか、安全性の確保できない施設の除却を行う。</p> <p>③事業の効果</p> <p>集会施設を適切に維持し、利用が困難な施設を除却することにより、施設の効果的かつ効率的な利活用が図られることから、住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現に資する。</p>		
9 集落の整備	(2)過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	<p>(地域コミュニティ支援事業)</p> <p>①事業の必要性</p> <p>過疎地域は、人口減少、高齢化の進展により集落機能が低下しつつある。このため、地域力の維持発展を図り、社会情勢等の変化に適応できる地域コミュニティを構築（再構築）する必要がある。</p> <p>②事業の内容</p> <p>地域自治組織（自治会・コミュニティ推進協議会・自治会長連合会）の円滑な運営及び地域づくり活動を支援する。</p> <p>③事業の効果</p> <p>人口減少、高齢化が進む地域住民の元気の維持・創出や地域同士の交流による一体感の醸成、ひいては、地域住民の自立化の促進など、住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことがで</p>	市	補助金

		<p>きる地域社会の実現に資する。</p> <p>(集会施設管理運営費等助成金)</p> <p>①事業の必要性</p> <p>地域コミュニティを維持し、活性化していくためには、地域住民が集まり、様々な活動や行事を行う集会施設の適正な整備が必要となる。</p> <p>②事業の内容</p> <p>自治会で所有している集会施設の改修、修繕等に対し、費用の助成を行う。</p> <p>③事業の効果</p> <p>地域コミュニティの維持・活性化が図られることから、住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現に資する。</p>	市	補助金
10 地域文化の振興等	(2)過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興	<p>(八郎潟漁撈用具収蔵庫維持補修・管理事業)</p> <p>①事業の必要性</p> <p>文化財を適切に保存・保護し、郷土の歴史を後世に伝えるためには収蔵のための適切な環境を維持する必要がある。</p> <p>②事業の内容</p> <p>八郎潟漁撈用具収蔵庫について、計画的に修繕等を行う。</p> <p>③事業の効果</p> <p>八郎潟漁撈用具収蔵庫を適切に維持することで施設の効果的かつ効率的な利活用が図られることから、住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現に資する。</p>	市	

12 その他 地域の持 続的発展 に関し必 要な事項	過疎地域持続的 発展特別事業 基金積立	<p>(過疎地域持続的発展基金積立)</p> <p>①事業の必要性 地域住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現を図るため、老朽化した施設の長寿命化及び解体等を推進する必要がある。</p> <p>②事業の内容 基金を設置し、老朽化した公共施設の長寿命化及び解体等の経費を積み立てる。</p> <p>③事業の効果 老朽化した公共施設の長寿命化及び解体等により、地域住民が安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。</p>	市	
--	---------------------------	---	---	--